明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○測量法施行令の一部を改正する政令（五）　二
○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（六）　三

〔告　示〕
○原子力災害対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設を指定する告示（内閣府二二）　四
○無線機器型式検定の合格者の名称の変更の件（総務一三）　五
○令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件（中央選挙管理会一）　五
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（財務二七）　五
○介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき令和七年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件（厚生労働二）　六
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件（農林水産・経済産業・環境一）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通二〇、二一、二四～二六）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同二二、二三）　七
○自動車交通上密接な関連を有する指定都市高速道路の一部を改正する件（同二七）　九
○建設業法施行令第三十九条第一項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件の一部を改正する告示（同二八）　九
○道路に関する件（関東地方整備局六）　一〇
○道路に関する件（九州地方整備局六）　一〇
○道路に関する件（北海道開発局七、八）　一〇

〔人事異動〕
法務省　一〇

〔官庁報告〕
官庁事項
指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示（国土交通省）　一〇
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一〇
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇
国家試験
令和六年度特定侵害訴訟代理業務試験合格者（工業所有権審議会）　一二

〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付、建設業の許可の取消処分、建築基準適合判定資格者に対する処分関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　二六

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇測量法施行令の一部を改正する政令（政令第五号）（国土交通省）

1　書面をもって作成されている測量成果等（測量成果又は測量記録をいう。以下同じ。）の謄本又は抄本の交付の請求に係る手数料の額は、別表に掲げる金額とすることとした。（第五条第一号及び別表関係）

2　電磁的記録をもって作成されている測量成果等に記録された事項を記載した書面の交付の請求に係る手数料の額は、当該書面への記載に要する実費として国土地理院の長が定める額とすることとした。（第五条第二号関係）

3　書面をもって作成されている測量成果等に記載され、又は電磁的記録をもって作成されている測量成果等に記録された事項を記録した電磁的記録の提供の請求に係る手数料の額は、当該電磁的記録の記録に要する実費として国土地理院の長が定める額とすることとした。（第五条第三号関係）

4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第六号）（デジタル庁）

1　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正関係

申請等に際し住民票の写し等の添付を省略することができる措置として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第一八条の二第六項の規定による番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録の行政機関等への送信を追加することとした。（第五条関係）

2　経過措置

地方公共団体情報システム機構は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、改正法第三条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の番号利用法第一八条の二の規定の実施のために必要な準備行為をすることができることとした。

3　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

政　令

測量法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第五号

測量法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十四号）の一部の施行に伴い、及び測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二十八条第二項（同法第四十二条第二項及び第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

目次、第一章の章名、第二章の章名及び第五条から第八条までを削る。

第九条の見出しを「（測量成果の公開等の請求に係る手数料の額）」に改め、同条中「及び法」を「及び」に、「別表のとおり」を「次の各号に掲げる請求の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第二十八条第一項第一号（法第四十二条第二項及び第四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）に規定する請求のうち法第二十八条第一項第一号イに係るもの　別表の上欄に掲げる名称及び同表の中欄に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額

二　法第二十八条第一項第一号に規定する請求のうち同号ロに係るもの　書面への記載に要する実費として国土地理院の長が定める額

三　法第二十八条第一項第二号（法第四十二条第二項及び第四十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する請求　電磁的記録への記録に要する実費として国土地理院の長が定める額

第九条を第五条とする。

第三章、第四章の章名及び第十七条から第二十二条までを削る。

第二十三条第一項中「とおり」を「各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項第一号中「測量士」を「測量士試験」に改め、同項第二号中「測量士補」を「測量士補試験」に改め、同条第二項中「各試験」を「同項各号に掲げる試験」に改め、同条を第六条とする。

第二十四条、第二十五条及び第五章の章名を削り、第二十六条を第七条とする。

第二十七条の見出しを「（測量業者の登録に係る手数料の額）」に改め、同条を第八条とする。

第二十八条第一項中「同条同項各号」を「同項各号」に改め、「以下」を削り、同条を第九条とし、第二十八条の二を第十条とする。

第二十八条の三第一項中「同項ただし書」を「同条第一項ただし書」に改め、同条を第十一条とし、第二十九条を第十二条とする。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

名称		種類	金額
測量成果		三角点成果表、多角点成果表、電子基準点成果表又は水準点成果表	一点につき二百十円（電子請求（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う請求をいう。以下同じ。）による場合にあつては、百八十円）
		三角網図、多角網図又は水準網図	一枚につき四百二十円（電子請求による場合にあつては、三百八十円）

地図その他の図表又は写真	一枚につき複製に要する実費として国土地理院の長が定める額
測量記録　点の記	一点につき二百十円（電子請求による場合にあつては、百八十円）
測量記録　地図その他の図表又は写真	一枚につき複製に要する実費として国土地理院の長が定める額

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第六号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第七条、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十一条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十六条第三号及び第四十三条第二項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第六条）
第二章　経過措置（第七条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令等の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

一　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）第四条第一項

二　相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第四条の十第二項

三　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百三号）第八条第一項第一号

四　揮発油税法施行令（昭和三十二年政令第五十七号）第一条の二第一項第一号

五　酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第十九条第二項第一号

六　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第五十条第一項

七　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条の四第三項第一号

八　石油ガス税法施行令（昭和四十一年政令第五号）第二条第一項第一号

九　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第七十二条第七項第一号

十　電源開発促進税法施行令（昭和四十九年政令第三百三十九号）第三条第一号

十一　石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第百三十二号）第二条第一項第一号

十二　たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）第二条第一項第一号

十三　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第六条の二第一項

十四　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第三条

十五　構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）第五条第一項第一号

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第三十九条の七第二項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第四十六条の八第三項第一号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

（印紙税法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

一　印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）第六条第一項第一号

二　航空機燃料税法施行令（昭和四十七年政令第五十七号）第四条第一項第一号

三　たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令（平成二十七年政令第百五十六号）第一条第一項第一号

四　酒税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十号）附則第四条第一項第一号

五　たばこ税法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十七号）附則第四条第一項第一号

六　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第百七十三号）中沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第七十四条の二第八項第一号の改正規定

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の表第一号下欄ハ中「提示」の下に「又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十八条の二第六項の規定による同法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録の行政機関等への送信」を加え、同表第四号下欄イ⑵中「（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

別表更生保護法の項中「更生保護法」の下に「（平成十九年法律第八十八号）」を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第十六条」を「第十六条第三号」に改める。

第四十三条第二項の表第十七条第十二項の規定により読み替えて適用する同条第九項及び第十一項の項の次に次のように加える。

第十八条の二第十二項	）を備える市町村の長	。以下この項において同じ。）を備える市の市長を経由して当該住民基本台帳を作成した区長

（総務省組織令の一部改正）

第六条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十三号及び第四十七条第二号中「通知並びに」を「通知、」に改め、「管理」の下に「並びに同条第八項に規定するカード代替電磁的記録の発行及び管理」を加える。

第二章　経過措置

第七条　地方公共団体情報システム機構は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、改正法第三条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十八条の二の規定の実施のために必要な準備行為をすることができる。

附　則

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし、第四条の規定中情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令別表更生保護法の項の改正規定及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎